



---

◎開会の宣告

○議長（谷嶋 稔君） 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご苦労さまです。平成26年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の会議は、クールビズの奨励により上着、ネクタイを外されても結構でございます。

---

◎副管理者紹介

○議長（谷嶋 稔君） 初めに、5月18日、岡田正市氏が栄町長に当選され、引き続き当組合の副管理者になられましたので、ご紹介いたします。

それでは、岡田副管理者よりご挨拶お願いいたします。

○副管理者（岡田正市君） それでは、皆さん、改めましてこんにちは。5月の18日ということで再選をいたしましたけれども、何しろ小さなまちで、小さなぶっくれ町長でございますので、今後とも皆様方のご支援をいただきながら、何とか過ごしてまいりたいというふうに考えております。どうもありがとうございます。

○議長（谷嶋 稔君） ありがとうございます。

---

◎開議の宣告

○議長（谷嶋 稔君） それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、平成26年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会は成立いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（谷嶋 稔君） それでは、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、組合事業について報告をさせていただきます。懸案の次期施設整備につきまして、平成26年1月から3月末にかけて候補地を広く募集をいたしました。募集を締め切った時点では、市内6カ所から応募申込書を受理いたしました。草深地区につきましては5月9日、武西地区①につきましては6月10日にいずれも応募者のご意向により取り下げとなりました。現在は、4カ所の応募地に現在地を加えた5カ所が候補地となり、先般開催されました第11回用地検討委員会会議において候補地の全てが3次審査へ進むことが決定されております。

なお、3次審査の項目であります。周辺住民の理解度、協力度を評価するため、6月7日から候補地及び候補地周辺の町内会等を対象に周辺住民意見交換会を開催し、活発な意見交換会が行われている状況でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件は、平成26年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）及び請願第26—1号 滝地区の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願についてでございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷嶋 稔君） ありがとうございました。

---

◎議事日程の報告

- 議長（谷嶋 稔君） それでは、議事日程を申し上げます。  
議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（谷嶋 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号10番、多田育民議員、同じく議席番号1番、岩崎成子議員を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（谷嶋 稔君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（谷嶋 稔君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（谷嶋 稔君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日管理者から議案の送付があり、これを受領したので、報告いたします。  
次に、監査委員から各会計の10月分から3月分に関する例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおり、出席通知がありました。  
次に、滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願の提出があり、5月28日に受理いたしましたので、請願第26—1号として会議規則第140条ただし書きの規定により、委員会の付託を省略いたします。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎議案第1号

- 議長（谷嶋 稔君） 日程第4、議案第1号 平成26年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。  
本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。  
板倉管理者。
- 管理者（板倉正直君） 議案第1号 平成26年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。  
このたびの補正予算は、次期中間処理施設整備事業用地の候補地が当初予想を上回ったことから、検討事務に要する予算について増額補正をお願いするものでございます。  
次期中間処理施設整備事業用地については、昨年度公募を行ったところ、印西市内6カ所からの応募をいただいたところがございます。その後2カ所の申請者から応募取り下げの申し出がありましたことから、現時点においては残る4カ所の応募地と現在地を合わせた5カ所の候補地について、現地調査や周辺住民意見交換会など、用地検討委員会による審査を鋭意進めているところでございます。  
補正予算の規模でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,631万2,000円とするものでございます。  
詳細につきましては、この後事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。
- 議長（谷嶋 稔君） 杉山事務局長。  
○事務局長（杉山甚一君） 議案第1号 平成26年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

お手元の補正予算書をお願いいたします。1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,631万2,000円とするものです。

続きまして、補正予算書の4ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入についてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきまして、180万8,000円の増額補正でございます。歳出予算の補正財源といたしまして、平成25年度からの繰越金の一部を充てるものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。4ページをお願いいたします。3、歳出をごらんください。3款衛生費、1項清掃費、2目塵芥処理費につきまして、180万8,000円の増額補正でございます。補正内容でございますが、候補地数が当初想定数を上回ったことによりまして、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の審議日程が本年9月まで延長されたため、委員会の会議を4回から6回に、また周辺住民意見交換会を3カ所から15カ所に変更したことなどにより、委員報酬93万円の増額、これらの会議録調製にかかわる会議録作成業務委託料59万4,000円の増額及び不動産鑑定書作成業務委託料21万6,000円の増額などが主な補正内容でございます。

次に、5ページでございますが、委員報酬の補正に伴う特別職の給与費明細書でございます。

以上で議案第1号、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（谷嶋 稔君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございますか。

6番、軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） まず、1点大きく質問しますが、この検討委員会ですが、予定では当初3月末までに結論を出すというものが9月末に延びているわけですね。この間の経緯について今さらどうのこうの言うつもりはありませんけれども、私が確認したいのは、今回この補正を上げることによって9月30日というその期限はしっかり守られるのか、つまり延長されることはないのか、その辺をしっかりと組合当局としては認識して今運営をされているのかどうか、その上での予算かどうかを確認します。

○議長（谷嶋 稔君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） ただいまの軍司議員の質問にお答えさせていただきます。

今後におけるスケジュールの延伸の要素といたしましては、現在開催中の周辺住民意見交換会の開催数の増が挙げられますが、周辺町内会のご要望を踏まえた開催対象地が固定化されたこと及び印西地区全体を対象とした意見交換会も補完的に開催する運びとなったことから、現状の取り組みで周辺住民の理解度、協力度を把握するという目的は達成できるものと考えております。よって、現時点でさらなるスケジュールの延伸のおそれはないものと考えております。

○議長（谷嶋 稔君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 今工場長のほうからご答弁いただきましたけれども、そうはいいつつ、あと先ほどの組合の事務局長からの説明ですと、地元説明会は3カ所から15カ所、つまりプラス12カ所になりましたよ、こういう話はいいのですけれども、検討委員会が4回から6回ということで、プラス2回に今回なりますけれども、そのプラスの2回の中で済むのか、つまり言いかえると、今お話をいろいろ私も傍聴等々通じてお聞きしていると、まだ2次審査終わっていないようなことだと思うのですけれども、2次審査が終わってなくて3次審査も含めて2回で本当に終わるのかどうか、そのことを確認したいと思います。

○議長（谷嶋 稔君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 現在用地検討委員会におきましては、2次審査について定量的な確認を今事務局が求められておるところでございます。定量的なものとしてしましては、環境面の関係でそれぞれの候補地に学校、病院、それから保育所、そういった公共施設の人が集

まるような施設がどのくらいあるかというものを詳細に調べてほしいということを経営委員会から求められておりました、次回8月3日の委員会におきましてその辺の資料を提出させていただいて、定量的な部分につきましては決するものと考えております。定性的な部分につきましては、既に委員さんからの評点をいただいております、それを再度確認した上で、2次審査におきましては次回の会議で決するというので我々のほうは認識しておるところでございます。

なお、3次評価につきましては、現在行われております意見交換会、これによりまして周辺町内会もしくは住民の方々の次期中間処理施設に関します理解度、協力度がどのくらいあるものか、詳細に言いますと、7項目の中からそれぞれを各委員が現在評価をしているということで行っております。ですので、この9月までの延伸をいただいた上で、最終的には答申を出せるものと判断しておるところでございます。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） では、平たく確認しますけれども、8月3日の検討委員会で2次審査が終わります。2次審査の結果、点数づけが現在の5カ所全て出そろって、それでその後に7項目の評価、これはプラス評価になると思いますが、マイナス評価ではなくて、プラス評価の部分も含めて3次審査で行い、その検討委員会自体を残り2回で終わらせるという認識、つまりその検討委員会2回と地元説明会の15カ所で今回のこの予算を全て消化して、これ以上の追加補正はないという考え方でいいののかもあわせてお聞きします。

○議長（谷嶋 稔君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 用地検討委員会のスケジュールに関しましては、先ほど申し上げたとおり8月3日に第13回会議を開催し、第2次評価につきましてはここで決させていただくというような予定でございます。また、3次評価の関係につきましても、それぞれの定性的な評価のつけ方を詳細に議論していただいた上で各委員がつけていただくということで、今後第14回、そして最終的な会議が第15回開催する予定でございます。また、最終15回を迎える前に再度候補地の現地調査を委員各位を招集しまして行う予定でもございます。この辺のところの場合によって委員会がもう少し議論が必要だということであれば、この現地調査をしながら、また委員各位の議論をいただくところかなというふうにも考えておりますので、最終的には現段階で9月の最終答申はできるものというふうにご判断しておるところでございます。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに質疑ございますか。

1番、岩崎議員。

○1番（岩崎成子君） それでは、先ほど増額となっております93万円の件で、ちょっと数字的なことなので、伺いたします。

説明いただいた中で、学識の方、これはあれなのですけれども、4人と、多分住民の方11名、15人の方の委員会等々、意見交換等の費用だと思うのですけれども、ちょっと数字的に説明の中で、資料のほうでいただいている部分で、学識が67万5,000円、住民が21万円ということで合計88万5,000円、あとの差額の4万5,000円はどういったものなのでしょうか、伺います。

この学識の方は、答申書事務という形の中で1回出ておりますけれども、この中でもうちょっと93万に対しての数字的な説明をお願いいたします。

○議長（谷嶋 稔君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） それでは、岩崎議員の質問に対しまして、1節の報酬に関しましてお答えさせていただきます。

報酬につきましては、学識委員及び住民委員ということでくくりをつくらせていただいております。先ほど来説明しておりますが、委員会につきましては4回が6回にふえた、2回の増ということで、こちらにつきましては単純に委員さん、学識につきましては1日2万5,000円の報酬ということになりますので、その4名分を計上させていただいております。それから、学識のほうにつきまして、意見交換会につきましては当初2万5,000円掛ける全員の方、4名の方が参加して3回ということで行う予定の計上をさせていただいておりましたが、これが周辺町内会まで含めてということで、15回

計上したことによりまして差額としましては45万、先ほど岩崎議員がおっしゃられましたとおり、学識経験につきましては67万5,000円の増額ということで計上させていただいております。住民委員につきましては、同じく委員会が2回ふえた分のプラス分、それから意見交換会につきましてもお一人7,500円の3回掛ける全員出席の11名でとっておったわけでございますが、これが交代制という形をとらせていただいて、意見交換会7,500円に対しまして1回当たり3名の住民委員さんで15回ということで、こちらの住民委員に関します小計としましては25万5,000円という内訳になります。合計しますと93万円というのが報酬ということで今回計上させていただいております。

以上です。

○1番（岩崎成子君） わかりました。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

3番、松尾議員。

○3番（松尾榮子君） 今回検討委員会の増加などに対応した費用のみということなのですが、5月と6月の検討委員会を傍聴させていただきました中で、例えば生活環境保全、自然環境保全というようなことについて議論が行われておりました。その中で、例えば自然環境保全につきまして、検討委員の皆さんが現地を回りまして、それぞれに受けた印象の中から点数なりをつけたということだったのですが、その中で委員外の専門家の方のご意見を聞いてきたのだというお話がございまして、その方の点数づけが急遽委員会の点数として取り入れられるというようなことがありました。私この検討委員の皆さんは公募に応じて、この地域にとっても真剣な問題でございまして、真剣に取り組んで、ご自分の感覚、いろいろ調査、そういったものを受けて点数づけ、検討をしていただいていると思っております。そういったことに対して、組合としてもその委員会のための費用なども盛りながらやっているといます。その中で、例えば自然環境についてのみ専門家の意見ということで急遽取り入れられましたことによりまして、生活環境の保全と自然環境の保全が全く基準が異なった点数づけになっておりますけれども、そういったよその基準が急遽取り入れられるというようなことでいいのかどうか、私はちょっとそこら辺の判断は、委員会の運営ですので、わかりませんが、今後この検討委員会もふやして取り組んでいくからには、やはり各委員の皆さんが責任を持って真剣に地域の声もきちんとお聞きになって取り組んでいただきたいと思っております。そういったことについて、そこら辺はどうなのかだけちょっとお聞きしたいと思っております、その委員外の人の評価が取り入れられたことにつきまして、どういう判断なのか。

○議長（谷嶋 稔君） 松尾議員、委員会というか、補正予算の質疑でございまして、どこのあれか、その点を入れて。

○3番（松尾榮子君） わかりました。ちょっと質問を変えます。

今後その検討委員会として各委員が責任を持った検討をしていただきたいということで、そこら辺は組合からもお伝えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（谷嶋 稔君） 大須賀工場長。

○印西クリーンセンター工場長（大須賀利明君） 今松尾議員のおっしゃったようなことにつきましては、意見として委員会のほうには申し伝えたいと思っております。

○3番（松尾榮子君） お願いします。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号 平成26年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（谷嶋 稔君） 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第26—1号

○議長（谷嶋 稔君） 日程第5、請願第26—1号 滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願を議題といたします。

それでは、7番、山本清議員、紹介議員の席へお着きください。

初めに、山本清紹介議員より請願内容の説明をお願いいたします。

山本議員。

○7番（山本 清君） それでは、滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願、これについて説明申し上げます。

まず、裏面をごらんください。これ両面印刷されておりますが、ここには6人の滝野地区の単位町内会長及び滝野の自治会連合会というのがあるのですが、これ滝野の6つの自治会が加盟している連合会なのですが、その内部に設置されましたゴミ焼却場検討委員会、その事務局長が請願者になっております。2,683人の署名がプラス添付されておまして、合計で2,690人の署名が添付されており、これは事務局に既に届いております。これからこの請願の趣旨と請願の理由及びそれをちょっと口頭で補足して、請願者の意向を皆さんに説明させていただきます。

請願の趣旨。私たちは、住宅密集地である滝野地区の近隣にある滝地区内の候補地へのごみ焼却場建設に反対します。

貴議会におきましては、滝地区内の候補地をごみ焼却場の建設候補地または建設予定地から除外するように決定し、関係機関において除外の決定がなされるように働きかけを行ってください。

請願の理由。印西地区環境整備事業組合（以下、「組合」という。）による「次期中間処理施設の候補地の募集」に応募した滝地区内のごみ焼却場候補地（以下、「滝地区内候補地」という。）は、住宅密集地である滝野地区から300メートル以内の至近に位置しています。

印西市長の板倉正直氏は、平成24年7月に、住宅密集地の至近に位置していた9住区内のごみ焼却場建設予定地（以下、「9住区内建設予定地」という。）について、白紙撤回することを公約に掲げて市長に当選し、平成24年11月に組合に対して白紙撤回の申し入れを行い、組合が9住区内建設予定地へのごみ焼却場移転を断念した結果、組合は新たな候補地の選定を行う経緯となりました。

滝地区内候補地は、板倉市長が9住区内建設予定地の白地撤回理由として挙げていた住宅密集地の至近であるという点において条件を同じくしており、ごみ焼却場の候補地としてふさわしい場所ではありません。

そして、滝地区内候補地の至近の住宅密集地である滝野地区の住民は、添付の請願署名のとおり、多数が滝地区内候補地へのごみ焼却場建設に反対しています。貴議会におきましては、この請願を滝野地区住民の多数意思として受けとめていただき、滝地区内候補地をごみ焼却場の候補地または建設予定地から除外する決議を行ってください。

さらに、印西地区環境整備事業組合管理者、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会において、滝地区内候補地をごみ焼却場の候補地または建設予定地から除外する決定がなされるように、働きかけを行ってください。

以上がこの文面に記載された内容ですけれども、先日私は紹介議員になるに当たっては、全員の請願者と複数回及びそのうちの数名とはさらに数回意見交換を行っております。その中で、印西市議会でこの議案が審議されて否決された後に出た意見も踏まえて、若干口頭で補足させていただきます。印西市議会の中で、建設経済常任委員会で否決されて、それを本会議が追認したという形になりましたけれども、これ実は紹介議員に全く質問が行われなかったと、非常に変わった経緯をたどりまして、執行部も呼ばれなかったと、こういう経緯で事実上実質審議なしで否決されたわけです。そういうこ

とを踏まえて、そこで意見交換、建設経済常任委員会の委員の間の意見として、まとめると以下のような意見が出まして、これ当組合の用地検討委員会の中で審議されている以上、どうこう言うべきではないと。それとか、公正中立性が担保されているわけだから、そこに委ねるべきだという意見が出たわけです。それに対して、ぜひ一言言ってほしいという請願者たちの意向を踏まえて、できるだけ短く一言申し上げますけれども、要はよく公正中立だから、介入すべきではないという議論というのは、司法権については言われます。司法権でも公正中立かどうかというのは議論があるわけですが、ただ司法権については司法試験に合格して、なおかつ司法研修所でトレーニングを受け、専従の裁判官が研さんを重ねて行われるのが司法権の講習ですから、そういった意味においては司法権に対する介入というのは行われるべきではないという意見は一理はあるわけですが、当組合の用地検討委員会というのはどうかというと、これは管理者の諮問を受けて専門家の学識の委員が4人と市民が11人集まると。非常勤という形で月に1回程度集まって議論をする。言うまでもなく司法権と比べるとトレーニングの点と専門性の点で、一生懸命なさっていることは認めますので、十分尊重いたします。だから、私も今の予算には賛成させていただいたわけですが、ただこれ簡単に言いますと市長に対して諮問されたことに基づいて答申をすると、そういう一つのルートですよ。それでまた、終局的に決定権限を持っているわけではありません、用地検討委員会は。これももうちょっとわかりやすく言いかえると、板倉管理者が副管理者と議論をした上で、最終的には板倉管理者名でどれを選ぶか、決める決定権限というのは管理者が有しておるわけで、そういった意味においては終局的な紛争解決権限を持っている司法権とは大きく異なるわけです。そこで、請願者が何を言いたいかというと、市民も別ルートで請願という形で意見を言うことは当然できると。だから、受理されてここで諮っているわけです。また、議会が独自に場合によっては用地検討委員会と並行して意見を言うことも可能ですよね。各議員が言いたくないと、自分是不適切だと思うというふうに考えて、言わないという判断を下すことは、それは自由ですけれども、議員が意見を言うことは当然制度的には大丈夫なわけです。これ翻ってみますと、前回の次期中間処理施設が結局住民から強い反対が出て白紙撤回したのも、途中経過における住民の意見の吸収がやはり不十分だったと言わざるを得ないのではないかとと思われるわけです。だから、用地検討委員会というのは、司法権と比較すれば明らかですけれども、別に完璧にトレーニングを受けたプロたちが最終決定権限を行使するものではないわけですから、それと並行してさまざまなルートで住民の意見を、これ管理者にも用地検討委員会にも直接請願が出ておりますけれども、議会に請願が出た以上は議会が議論するのは当然だし、内容について、それについて一定の結論を出すのも当然と考えられるわけです。

以上のようなことから、印西市議会は事実上前払いと、私も紹介議員の一人として呼ばれましたけれども、全く質問が出なくて、それでまた口頭でのこういう趣旨説明をしようとしたら、委員長にとめられたという、そういう経緯をたどっております。それと比べると、今回はこういう口頭での請願者の思いを語るということが許されて、議長からとめられもせず発言できていることは非常にありがたいと思いますし、ここでぜひ門前払いではなく、内容に入った上で内容の賛否を我々議会としては議論した上で採決に入っていたいただきたいと思います。

以上です。どうも発言の機会を与えていただきありがとうございます。

○議長（谷嶋 稔君） 請願内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございますか。

2番、野田議員。

○2番（野田泰博君） 今請願に至った説明をるる頂戴しまして、なかなか見識のある内容だなと思っております。ちょっと聞きたいのですけれども、私聞き漏らしたのですけれども、まずこれは管理者宛てに出したのと、それからこの議会ですよ。それから、ほかにどこか出ているのですか。まずはそれ。

これ質問回数は3回までですか。

○議長（谷嶋 稔君） 3回までです。まとめて質問お願いいたします。

○2番（野田泰博君） ではそれと、どこに出したのかということ。済みません。私栄町の議員ですから、余り細かいこと、どこに出したかというの知らなかったもので、聞こうと思って出したのです。

が、今ほかにも出されていたということで、これ管理者が決定権があるということで、管理者にやはり請願というのは出しても僕は構わないと思いますし、ただ議会は管理者がこういうふうな進め方でいきたいということを了解して、経費から何からオーケーとって、多分紹介議員であるあなたも一応それ了解してやっているわけですよ。それが委員会がまだ結論というか、進んでいない段階で、管理者に出す、それからほかにもいろいろ出されているようですけども、それはこの働きかけと決議という言葉をちょっと聞きたいのですが、これで決まることは、委員会に対するプレッシャーをかけるようということがこの請願の理由なのですか。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。

○2番（野田泰博君） 今の2つ。

○議長（谷嶋 稔君） 2つで。

○2番（野田泰博君） はい。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） どこに請願が出ているかという質問に、まずお答えします。

これは、まず当組合関係では当議会及び板倉管理者宛て及び用地検討委員会の寺嶋委員長宛てと、その3カ所です。あと、印西市議会関係もつけ加えてちょっと説明いたしますが、板倉市長宛て及び議会宛てということで、合計5カ所に、請願の理由というところが若干表現が違いますが、請願趣旨は統一文言で5カ所に出されております。以上が最初の点です。

あと、委員会が進んでいない中で、そこで決議及び働きかけということで、それはもう書かれているままなのですが、委員会へのプレッシャーという表現、実際請願者と委員会にプレッシャーかけましょうかというやりとりはしておりませんが、ただこれまで私が意見を交わした請願者の意図とすれば、それは委員会へのプレッシャーという言葉が適切かどうかわかりませんが、委員会に対する意見表明の一つとして当然これは出されておるわけで、それは委員会の寺嶋委員長宛てにも出ているわけです。それを議会にも管理者にも理解していただきたいと、当組合関係におきましては。あと、印西市におきましては、板倉市長にも市議会にも理解していただいて、賛同いただきたいという意味で出ているわけで、それをプレッシャーと呼ぶかどうかは別として、実際用地検討委員会が点数を最終的に9月につけて答申いたしますよね。そうすると、それは先ほど私も申し上げましたように、私の理解では決定権限は委員会は持っていないわけですけども、答申権限はありますけれども、それを点数がついてしまったら、板倉管理者がひっくり返すというのができますが、若干政治的にリスクを伴うと考えられるし、やや難しい面がなくはないと、できますけれども。そうすると、点数がはっきり決定してしまう前の段階で、やはり直接委員会に住民の意見を言う、これは聞き取りという形でも今度滝野については12日の午前10時から実際意見交換会行っていただきますけれども、議会ルート、管理者ルート及び印西市役所ルート、印西市議会ルートで、あらゆるルートで意見を点数がつく前にお伝えしたいと、そういう趣旨であります。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） わかりました。

その点数がつく前だから、ついたら、それを取り下げようにするようにしたら、それは委員会に対するプレッシャーだと私は理解するのですが、ただいろいろと板倉管理者が一番最初にこの委員会をつくってやりたいのだというのは、前回みたいなことはやりたくない、公正中立性をもってやりたいのだということでこのシステムを作り上げて、それでこの議会にもみんなに協力してくれということで我々も賛同して、それからあと予定地を出してくれた人たちも協力してくれたわけですよ。では、これは取り下げろということであるならば、今誰にでも請願は出せるし、誰にでも取り下げ要請はできるし、では皆さんの二千何百人という力でこの滝地区内の候補地というのを協力者にもこれを下げようというの出されましたか。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 私が理解している範囲で申し上げます。まず、今大きく2点の質問があったと考えますが、1点目は公正中立な委員会に委ねているということはどうかと、それが1点目と、2

点目は地主への働きかけはどうかと。順に私の理解の範囲でお答えします。

まず、これやっぱり考え方の違いかなと思われませんが、まさに公正中立というのは通常行政とか政治の場面でどういうふうに使われるかという、典型的には三権の中の司法権ですね、先ほど私が言ったように。これは、公正中立であるべきだとされて、なおかつ先ほど申し上げましたようにそこで判断をする裁判官のトレーニングという形で、あと制度的にも介入がされないという一定程度の制度的な担保があるわけです。あと、行政の中では、選挙管理委員会の公正中立性というのはよく言われますよね。そういう独立行政委員会という形で、公正中立であるべき行政というのはあるわけです。ただ、今回の場合、先ほどと若干ダブりますけれども、できるだけ短く言いますが、用地検討委員会が公正中立のものであるべきだというのはそうです。それでまた、今回委員になっていただいた方が公正中立であるべきだと努力されていることは私も十分理解しますし、尊重するわけです。ただ、繰り返し申し上げますが、制度的な公正中立性の担保というのがどうしても今回の委員会薄いんです。市民の方も熱心にまちづくりに向けて、もちろん報酬は出ておりますが、かなりボランティア的な時間も使いながら、例えば委員会に来ない日だって相当調査研究されていると思います、私の知っている方々。そういうことをされています。ただ、かなり公正中立であるべく研さんはされていますが、いかんせん司法権とか、あと選挙管理委員会の職員、常勤でそういったことを毎日行って情報が潤沢にある方々とは公正中立の度合いがどうしても低いんです。それでまた、選挙管理委員会とか司法権に属する裁判官とかが持っているような権限とは全く違う答申権限があるだけなのです。実はこれ私というよりは、請願者が発言していますが、委員会の中で明らかに一地域の利害を代弁するような発言とかもなされているということを請願者は私とのやりとりの中で言っているわけなのです。それは、ある程度しようがないと思います。これは、トレーニングと制度の問題です。そうなってくると、そういう委員の方々と並行して、むしろいろんな意見が出るのがスムーズな用地決定に結びつくだろうと。これは、前回のことを思い出すとなおさらそうなるわけで、たしかこれ私印西市議会の議論と記憶しておりますが、委員が現地に行かずに決めたということで非常に批判されましたよね、前回。それとか、今の点数評価と比べるとやはり小さかった、住民の意見が委員会に入る要素が。となると、今の目から見ると前回の用地検討委員会というのは制度的にも劣っていたと考えざるを得ないわけで、そういうことから考えると今の用地検討委員会は、また見方によっては完全なものではないわけです。そうすると、そこに委ねるべきだというのも、それはそれぞれの議員の皆さんの判断ですけれども、そういう議員と……済みません。ちょっと傍聴席の私語を慎んでいただきたいのですが、

○議長（谷嶋 稔君） 済みません。傍聴者、静かにお願いいたします。

○7番（山本 清君） それで……

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（山本 清君） はい、簡単に説明します。議長の指示に従います。

○議長（谷嶋 稔君） では、もう少し簡潔にお願いいたします。

○7番（山本 清君） はい、簡潔にします。どこまでしゃべったか、ちょっと思い出します、今。傍聴席の私語と、あとこちら側からの不規則発言でとめられましたので。要は公正中立性、もうこれに尽きます。公正中立性の度合いが薄いということが明らかなのです、制度としても。そうすると、前回の用地検討委員会を見ても、やっぱりそれは明らかで、そうなってくると並行していろんな意見がいろんなルートから上がることを我々議会が入り口の段階でとめることは不適切であろうと。やはり中身に入り込んだ上で、考えて議論した上で門前払いをせずに、ちゃんと今紹介議員質疑はなされておりますので、これは印西市議会よりもはるかにベターな審査になっていると思いますけれども、この後執行部に対してもちゃんと質疑をした上で、通常の請願として扱った上で結論を出していただければいいと思うのです。

あと、2点目です。協力者への働きかけはどうかという今ご質問がありました。これは、最後の手段としては選択肢に含めるべきであろうという議論は請願者の中では行われております。ただ、それは今の段階でまだやっていない。それは、ある意味では応募に応じること自体は財産権、所有権という観点から見て権利でもあると。余り最初の段階からそういう立候補を抑え込むようなことはしたく

ないと。それは、むしろ行政に対して、議会に対して働きかけた上で、最後の段階では、地主の複数の方が滝地区にもおられますけれども、複数の地主の方との話し合いも可能性は排除しないという議論を請願者たちはしております。まとめますと、あらゆる手段を尽くした上で住民の意見を関係各所に伝えていくというのが請願者の意思であります。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 野田議員。

○2番（野田泰博君） 非常に簡潔そうで難しい答弁で、非常に頭が混乱しているのですが、中立性の度合いが薄いということは、つまり管理者が委員会をつくったら、その委員会は中立性の度合いが薄いから、いつでも請願したり、委員会をはっきり言ってやめるとか潰せとか、ほかのことを選べとか、これを選べとか、そういうことはできるというふうに聞いたのですが、私は議会議員をしていて、管理者がこういうふうにして公正中立でやりたいのだと言ったときは、管理者のあと判断を待って、管理者が公正中立でない判断をしたときには、やっぱり議会が立ち上がるべきだし、それが議会議員の使命であって、ただ私は今まで例えば公正中立の度合いが薄いから、では印西の市議会の議員の皆さん、立ち上がってください、では我々この印西環境は立ち上がってくださいという働きかけは請願紹介議員から一度も受けたことないし、多分印西の議会のほかの議員たちもそういう働きかけは受けなかったのではないかなと危惧しています。ですから、私の言いたいことは、それに関しては公正中立の度合いが薄いということは、公正中立というのは公正中立しかないわけです。それが司法がどうの、案がどうのではなくて、多分山本請願者も公正中立でもって紹介議員に多分なつて、住民の目線でもってやろうとしている姿勢はすごく伝わってきます。よくわかります。けれども、この公的な我々は公正中立で委員会ができて、それが進んでいるのだというときに、それを言われてしまうと、ちょっと待って、この委員会制度というのは何か間違っているのかなというふうに思っているわけです。つまり中立の度合いが薄いというのは、意味が私には今申しわけないけれども、ちょっと理解できなかった。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 野田議員、もう少し簡潔に。

それから、多田議員、ちょっと静かにお願いいたします。

○2番（野田泰博君） ですから、そういう意味でもう一度公正中立の度合いが薄いというのは何なのかということを説明してほしいというのが私の希望です。そうしなければ、これから委員会がたくさん出てくる場合、それをどうしたらいいかというのがわからなくなるのではないのでしょうか。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員、簡潔にお願いいたします。

山本議員。

○7番（山本 清君） 視点を改めて簡潔に言いましょ。要は委員会ができれば、住民の意見が直接管理者に言ったり、あと住民の意見が議会に出てきて議会で意見を言うことが委員会ができれば遮断されるべきかどうかと、そういう問題なのです。そういう遮断されるべきかどうかという観点から見れば、遮断されるという制度にもなっていないと。

以上、簡潔に請願者の考えをお答えいたします。遮断されるという制度はありませんから、そこにも尽きると思います。

中立性云々ということをもう一度説明せよと言われましたので、同じ説明になりますが、これ審議会、国政から県政から市政からこのレベルでもそうですけれども、あらゆるところで最終的に決定権を持つ専門的なトレーニングを受けた司法権とのやっぱり比較がわかりやすい。それと比べた場合、それはやっぱり中立性、専門性は薄いと言わざるを得ません。それは事実です。それで、最終的な決定権は管理者が持つておられるわけです。だから、管理者に向けて委員会と並行して住民なり議会が意見を言うことは、制度的にも禁止されておりません。これがもう尽きるころです。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに質疑ございますか。

5番、血脇議員。

○5番（血脇敏行君） 先ほど野田議員のほうからこの地主さんへの働きかけということで紹介議員のほうからご紹介をいただいているところなのですが、紹介議員の方、それから請願者の考え

をちょっと確認したいのですけれども、この候補地について、要するに次期中間処理施設を建設するための候補地を募集ということで、募集要項の応募条件という中に、2項目ございます。土地所有者が応募する場合は、自治会等の同意の必要はない、それから2番目として町内会、自治会等の会長が応募する場合は、全ての町内会の連名によって応募してくださいというような形があります。この応募条件の中に、きちんと入った形でこの滝地区の土地所有者から協力の申し出があったというように私は理解するのですけれども、そのあたり紹介議員及び請願者の方はその土地所有者の意思をどのように考えているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、もう一点、ちょっとこれ執行部の方にお伺いしたいのですが……

（「執行部は後」と呼ぶ者あり）

○5番（血脇敏行君） 執行部の質問は後。では、以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 土地所有者の意思は、先ほど申し上げたように私というよりは、主に請願者の考え方をここで述べるべきだと思いますが、請願者の少なくとも一部の方との話ですけれども、それなりに尊重はしております。だから、最後の手段というふうに考えておるのですけれども、要は応募条件、これは当組合の用地検討委員会が設定した応募条件に適合した形で応募されていると。それは、応募条件云々というよりは、むしろ所有権に基づいた財産の処分、これは権利ですので、ここは尊重するわけです。ただ、そことバッティングする形で、やっぱり付近につくってほしくない。また、板倉管理者が市長として公約で出した住宅の至近にはつくらないという公約を守ってほしいという、そういう意見と土地所有者の意見がバッティングしているわけです。だから、そこはまさに困ったなという考えが請願者にはあり、これはまだはっきり決まっておりませんが、一部の請願者の中ではある時期が来たら地主の方々の話し合いもしよう。実際地主の方と周りの方の意見の違いが恐らく理由となって応募の取り下げということも行われている例もあるようですから、そういったことも時が来たら目指したいという請願者の意見もあります。全員ではありませんが、一部の方からは確たる言い方で聞いております。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） 簡潔にご答弁いただきたいのですけれども、今の血脇議員の質問にも関係するのですが、公募によってこれ住民が手を挙げているわけですよ。その用地を組合議会が否定しろと、つまりこれ除外を求めることを請願では求めているわけですね。公募によって住民が手挙げているわけですよ、条件をつけて。住民が、あ、私やりたいって手挙げていることを、これは組合議会が否定しろということの請願だと思いますが、そういうことですか。それを簡潔にお答えください、1点目。

2点目、先ほどの野田議員の質問にも絡んでくるのですけれども、用地検討委員会を山本議員のほうは司法権と違って公正中立性が薄いので、簡潔に言ってしまうと余り信用できないよということで今回野田議員のほうにるるご答弁されていましたが、これもやはり同じように本日予算審査もしていますよね。用地検討委員会の報酬を少し上げようというか、報酬をこれからまだ審議するので、上程して、全員一致で、つまり山本議員もこれ賛成しているわけですが、その用地検討委員会をやはりこれ組合議会が司法権とは違って公正中立性が薄いから、だめですというふうにして言えというのですか。山本議員のお考えを簡潔にお答えいただきたい。それが2点目。

もう一点、それからこの請願ですけれども、実は私のところに複数の滝野の住民から連絡があって、これ請願になっていますけれども、そもそも請願署名というのを私はした覚えがないのだけれどもという連絡が入っているのです。つまりこれは複数の方なので、2点に集約されているのですけれども、そもそも請願とは何ですかという話が私のところにありました。それから、もう一点は、これ当時の話ですからね。当時候補地が7カ所ある中で、まだこれ決定したわけではないのに、こういったような請願というか、反対をしましよみたいな、そういう署名が回ったのだけれども、何かいつの間にか請願になっているから、これはどういうことなのでしょうかと質問が私のところにあって、山

本議員にお聞きしたいのは、こういう請願出した趣旨というのは順次説明いただきましたから、わかったのですけれども、これ地元の方々に、まだ当時は1次審査も始まっていない、候補地がたしか出た段階でこういう動きがあったと思うのですけれども、まだ1次審査、2次審査、3次審査もある中で、7カ所も当時はあった中で、こういうことを出そうということ自体について、山本議員のほうからしっかり説明をして、私は組合議員だから、そういうことはこれからこういう流れになっていますから、一緒になってこういう流れなので、ご理解いただきたいというのが筋ではないかなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになってこの請願を受けたのかをお聞かせください。

以上、簡潔お願いします。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 簡潔に答弁せよというのだったら、質問も簡潔をお願いします。

まず、1つ目、公募によって組合議会が否定せよと言っているかどうかは、文面をごらんください。文面に書いてあるとおりです。以上、簡潔にお答えしました。

2番目、委員会が立っているからと、これも野田議員の質問と類似した質問なので、これはそれぞれ簡潔にお答えしますが、要は公正中立性がないと言っているわけではありません。また、公正中立性が疑問だと言っているつもりもありません。ただ、制度的に最終決定機関でもなく、また非常勤の方々が諮問を受けて答申するという機能を持っているにすぎないわけです。そこと並行して行う住民の議論なり議会の議論、意見表明が遮断されるものなのかと。そうすると、そうではないと。これは、制度的にもそういった意見表明なり議論が遮断される禁止規定はないわけです。以上です。

3番目、滝野の人から何かどうこうという電話かけてきたから云々という、よくこれ軍司議員がおっしゃる言い方ですけれども、その方に、連れてきてもらえれば説明しますよ。これは、滝野自治会連合会の場でも2時間ほどにわたって細かい制度も全て説明しましたし、十分説明はしておりますし、請願ということは文書でも出ていますし、また署名集めるときに請願署名ということも書いてありますので、請願か何かわからないうちにこういうふうになってしまったということはありません。ただ、滝野住民の52%、私は多いと思っていますが、が書いた、つまり48%は書いていけませんので、それがどういったあれかわかりませんが、それは一部の方は請願自体には反対でしょう。ただ、52%の方は請願の文面も見た上で署名しておりますので、説明がいいかげんとか、また情報が行き渡っていないということは全く事実としてありませんし、そのような趣旨の質問をなさるのであれば、調査をした上で具体的に指摘をしてください。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 軍司議員。

○6番（軍司俊紀君） まず、1点目、私は公募によって住民が手を挙げた用地を組合議会が否定しろということですかということについて1点目お聞きしているのです。それについて、請願の文面を見てくださいということで、この文面を見ながら申し上げると、「除外の決定がなされるように、働きかけを行ってください」というのは、これは組合議会が否定しろということを目指すのではないかなと思いますが、それについて山本議員はどう思いますか。それが1点目。

2点目、用地検討委員会を司法権に違い公正中立性が薄いので、要は信用できないということをおっしゃって1回目の質問でお答えして、それを組合議会が否定しろということをおっしゃっているのですかという言い方を私はさせていただいたので、それについての回答をお願いします。

3点目、滝野の住民について、今山本議員のほうは説明したということをおっしゃっていますけれども、私はそうは聞いていなくて、山本議員がそうおっしゃっているのであれば、この請願は間違いなくこの請願の文面で署名をとったということをおっしゃってください。それを確認して、終わります。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） これもう何回言ってもあれですけれども、除外する決定がなされるように、働きかけを行ってくださいという請願です。否定という文面は一言も書いてありません。それに尽きるわけです。

2番目、信用できない、否定しろということは、私一言も言っていないので。要は制度上並行し

て意見表明をすることが禁止されていない。それからまた、並行した意見表明がなされるべきだということは、社会的にも別に言われていないのです。その理由として、私が先ほど申し上げたのは、司法権とは違うのですよ、あくまで非常勤として応募されて月に1回議論されている方々の答申なのです。それと並行して、住民が意見を言うこと、議会が意見を言うことが禁止されていませんと私は言っているだけで、信用できないとか否定しろということは一言も申し上げていませんので、以上、誤解がなきようお願いいたします。

3番目、請願が請願の文面に出されているということは、それは私は事務局やっておりますので、事務局に聞いてください。私の理解では、請願の文面は回っておると考えております。

以上です。

○6番（軍司俊紀君） 以上です。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに質疑ございますか。

多田議員。

○10番（多田育民君） この請願の趣旨と、それから請願の理由と2つに分かれておるのですよね。私のところの白井市議会では、件名等があって、請願事項があって、請願の理由と、スタイルがちょっと違うのですけれども、審査をするときは、あくまで請願事項、その項目だけについて採択、不採択をします。この場合は、請願の趣旨というのが多分その請願事項になると。請願の件名とか請願の理由というのは、件名は単なる件名であって、請願者の文書表というのがありますから、そのスタイルを我が白井市議会では使うのですけれども、印西市議会の例ですかね。私は、議長も白井でやる形になっていますから、スタイルというか、手法も議会は白井の手法を使うべきではないかということも私も議長職やったときには言ったのだけれども、こうなっていますから、これは多分印西市のスタイルなのだろうと。どこを採択か不採択するのかということになると、多分請願の趣旨ということになるのだろうと思うのです。理由というのは、参考資料でつけられている、こういうことに理解をされているのではないかと思うのですが、まずその確認いただきたい。

それから、そういう観点から請願の趣旨を見ますと、「貴議会におきましては」というところから来るわけですが、「除外するように決定をし」と。この決定をするのは、貴議会が決定するわけですよね。「関係機関において除外の決定がなされるように働きかけを行ってください」と。これ決定するというのと、働きかけを行うということは、異なるわけですよね。それが請願の理由のほうを見ますと、一番最後の5行目のところから極めて明快に書いてあると思うのです。下から5行目のところですが、「貴議会におきましては、この請願を滝野地区住民の多数意思として受けとめていただき」、これ当たり前のことだと思うのです。後ろを見れば、2,683名の方が署名されていると。公募して、応じて地主さんたちが提出をされる方もおれば、近隣住民で反対する方もいるわけで、反対される住民の大多数がそういうことを請願として出された、これも非常に明らかなのですが、ただ問題は、滝地区候補地をごみ焼却場の候補地または建設予定地から除外する決議がこの議会が行えということが最初に書いてあるのです。そうすると、二元代表ですから、執行機関の組合管理者があり、そのための二元代表としての議会があるというわけで、議会にこういうことを決議する決定権限があるかどうかということがまず第1の質問なのです。

ただ、さらに今度は印西地区環境整備事業組合の管理者、それから現在管理者が諮問をしておる次期中間処理施設整備事業用地検討委員会、この下部組織ですか、諮問機関、それにおいて滝地区の候補地のごみ焼却場の候補地または建設予定地から除外する決定がなされるように働きかけを行ってくださいと。これは、二元代表ですから、当然にチェックする権限持っているわけですから、誰が考えても働きかけを行う権限というのはこの組合議会にあると思うのです。当たり前のことだと思う。ところが、上のほうのそういう決議をします。これ除外する決定をするということになるわけで、そういう執行権限は議会にはないのではないかというふうに普通思えるのです。だから、この2つのことをちょっと区別して論議したほうがいいのではないかと。ちょうど請願の趣旨のところは、決定し、結局さらにということが下の請願の理由では書いてあるわけですが、あわせると組合の議会にそういう権限があるのかどうかということが疑問になってくると思うので、ちょっとこの点をまず第1にお尋ねしておきます。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 請願の趣旨、請願の理由と、これをどういうふうに呼んでいるかというのは、全国でいろんな呼び方があるようです。それで、印西市議会でも実は請願事項という言い方のほうが多いのですが、あとこの地域で請願事項と言われていることが請願の趣旨と書かれたり、このように請願の要旨と書かれる例もあるようです。これは、請願のフォーマットをあちこちの市役所のホームページで見れば、さまざまな表現が出されています。ただ、多田議員がおっしゃるとおり、ここでいうところの請願の趣旨は、多田議員のご理解における請願事項と同等と考えられます。それが1点目です。ただ、ここについて審査がなされ、あとは参考情報だというのはおっしゃるとおりと私も考えます。

2番目です。これ請願の趣旨、つまり請願事項に当たるところでは、「除外する決定し」と、あと「働きかけを行ってください」と書いてあると。あと、理由のところでは、「除外する決議を行ってください」と、あと「除外する決定がなされるように働きかけを行ってください」と書いてあるけれども、このあたりが議会の権限なのかどうかをどう考えるかと。このあたりですけれども、このところは私請願は印西市議会では少ない議員経験の中で紹介議員6回の経験があります。そこでいつも注意していることは、余り紹介議員がいじくり回さない。明らかに不適切なものは助言することがあります、住民の皆さんに。ただ、今回の場合は、手を触れなかったのです。それは、やはりこれで通じるし、私の理解においては議会の権限でもあると私は考えているからです。請願事項、つまり請願の趣旨の「決定し」というところは「決議を行ってください」というところの住民の皆さんの表現だと考えられるわけです。パラレルですよ。「働きかけを行ってください」というのもその後の「決定がなされるように働きかけを行ってください」と。これ理由のところを見れば、決定し、働きかけを行ってくださいという請願の趣旨の内容もより細かく理解できて、それでまた二代表制といっても執行部が一義的な執行権限を持つことについて、議会は日常的に決議出しています。例えば印西市議会においても、予算の執行の割と細かい内容に至るような決議が教室エアコン問題について直近の議会でも提出されて、可決されたりもしています。だから、二代表制ではあっても、要は首長が、ここで言えば管理者がこうするべきだという決議を議会が出す権限は問題なくあると私は考えたので、特に請願者の皆さんに対して問題提起をせずに、このまま私としても大丈夫と判断して通しました。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 10番、多田議員。

○10番（多田育民君） あえてということになるかもしれませんが、通常議会が決議することは幾らでもあるわけです。ただ、それは執行権を侵害するような決議ではなくて、執行権に対してここにいうように働きかけを行ってくださいというふうな決議であれば、何の問題もないわけです。だから、やっぱり執行機関と議決機関なのだということの区別が二代表で自治法上もあるわけですから、厳密には私は前段の部分の建設予定地から除外するような決定権はないだろうと思うのですよ。だから、住民の皆さんがこういう文書で表現をされてきて、紹介議員はできるだけそれを尊重してということであれば、住民の意思として総合的に考えるということはあるだろうというふうには思うのです。だから、再度その辺も含めて、厳密には私はちょっと疑義があると思うけれども、住民の意思ということで判断できるかどうか、それをお尋ねします。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） 実は今多田議員がおっしゃっていた問題意識というのは、私最初に請願引き受けたときに感じまして、調べたのです。要は請願というのは議会が持っている権限の範囲だけしか請願ができないのかということ、実は全国の慣行を見ているとそうではないのです。私50も100もプリントアウトして調べました。そうすると、印西市はもちろんですけれども、全国各地の可決されている請願を見ても、首長ができることをこうしてくださいという請願が日常的に出ている、日常的に可決されているのです。そうすると、二代表制の分権関係から見て執行権の侵害がどうだこうだという議論というのは請願においては全国でもうなされていないのです。だから、要は執行権の範囲にあるものも当然議会への請願として日常的に行われて日常的に可決されていますので、それはもう制度

がそうになっていると理解するのが我々としては妥当だと思われます。私も、最初に請願引き受けたときは同じ問題意識を持っていましたが、今になってはもうそれは問題ではないという確信めいたものがあります。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。

○10番（多田育民君） はい、終わります。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで紹介議員に対する質疑を終了いたします。

自席にお戻りください。

途中ですが、休憩にしたいと思います。

（午前 11 時 20 分）

---

○議長（谷嶋 稔君） 会議を再開いたします。

（午前 11 時 30 分）

---

○議長（谷嶋 稔君） 次に、執行部に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

1 番、岩崎議員。

○1 番（岩崎成子君） 組合のほうにもこれと同等などというふうな請願的なものが出ているということなのですが、その確認をさせていただきますか。

○議長（谷嶋 稔君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） それでは、岩崎議員のご質問にお答えいたします。

先ほど紹介議員のほうからもご紹介ありましたが、同様の請願がほかに 2 件提出されてございます。まず、1 点でございますけれども、組合管理者宛てへの請願でございます。こちらにつきましては、5 月 25 日提出及び同日受理となっております。もう一点でございますけれども、用地検討委員会委員長宛てへの請願でございます。こちらにつきましても 5 月 25 日付の提出で、同日受理をしております。こちらの請願につきましては、6 月の 22 日の第 12 回用地検討委員会において委員配付の措置をしております。

以上でございます。

○議長（谷嶋 稔君） 岩崎議員。

○1 番（岩崎成子君） そうしましたら、用地の選定に関しては用地検討委員会のほうで慎重なる審議も今やっただけしているということで、先ほど増額補正もされたように、これからも慎重にやっっていくということが確認されて、今、議会のほうでも予算的に行われました。

そこで、伺います。これらの請願的な同じ文書をいただいて、組合の管理者として同等のものをいただいたことを受けて、どのような見解をお持ちか、管理者と副管理者それぞれに伺いたいと思います。

○議長（谷嶋 稔君） 板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 次期中間処理施設の場所について、皆さんご承知のように公募を行ったところ、当初 7 カ所から応募がございまして、非常に私管理者としましてありがたい限りでございます。地元のいろんな何かしらのことがあったので、2 カ所は取り下げたという経緯でございますけれども、残された 4 カ所のそのうちの 1 つから、ここは滝地区ですか、から請願という形で参りまして、今ご審議いただいているわけでございますけれども、私とすれば、この応募なされた、これも尊重しなければならない、また請願を出したその地域の住民の思いも、これはよく考えてあげなければいけない。また、これを絞り込んでいく上に用地検討委員会もでございます。委員会の皆さん方に判断、

最終的にはいろいろな形で点数つけて、それなりに私のところにこうなりましたという結論が出ようかと思えます。その段階で、正副管理者で最終的に決断下さるわけでございますけれども、この経過の中でこういった請願が出され、今皆さん方にこうやって審議していただいておりますけれども、私とすれば両面非常に大切なことでございますし、請願した皆さん方の気持ちも、これは十分よく理解、重要視しなくてはならないなど。また、それを審査する立場の検討委員会の皆さん方の考え方もよく考えてあげねばならないということで、私管理者としてこっちはこう、こっちはこうだというようなことはここでは今申し上げるのは差し控えたいと、このように思います。これは、最終的に検討委員会がそれなりの基準に基づいて、また請願された人たちのそういった行為も恐らく踏まえながらの点数の結果になるかと、このように思います。その辺のところをよく見きわめながら、最終的な判断は正副管理者で決定するというところでございます。

○議長（谷嶋 稔君） 伊澤副管理者。

○副管理者（伊澤史夫君） お答えいたします。

次期中間処理施設の用地につきましては、当組合議会において手続を踏んで設置をし、用地について諮問したわけでございますので、私といたしましてはこの次期候補地についての答申をまっぴら最終的には正副管理者で決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷嶋 稔君） 岡田副管理者。

○副管理者（岡田正市君） 全くそのとおりであります。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。

○副管理者（岡田正市君） はい。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに質疑ございますか。

山本議員。

○7番（山本 清君） 事務局長に伺いますけれども、先ほどさんざん、私はもうちょっと中身の質疑が紹介議員と議員の間になされると思っていたら、また入り口のところの質疑が多かったので、確認の意味込めて質問させていただきますが、委員会がある案件を審議しているときに、用地検討委員会ですね、今問題になっているのは、そういう外部機関としての委員会が審議しているときに、議会が請願を例えば受理してはいけないとか請願を審査してはいけないとか、請願の採択、不採択を決めてはいけないとか、そういった法令があるかどうかを確認の意味で伺います。

○議長（谷嶋 稔君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） 当組合に出されている請願ということでお答え申し上げます。

請願につきましては、地方自治法の124条に規定されております。ちょっと紹介いたしますけれども、この124条では、議員による紹介を提出の要件として規定しているのみでありまして、対象や範囲というものは一切規定されておられません。もう一点、それを受けてまた組合議会では議会会議規則を定めております。こちらは、第3章で137条以降に規定してございますけれども、こちらにつきましても、例えば137条をご紹介いたしますと、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載し、請願者が押印をしなければならないというふうに規定されておるのみでございます。したがって、いずれの規定も基本的には様式等が具備されていれば受理すべきものというふうに判断しております。

○議長（谷嶋 稔君） 山本議員。

○7番（山本 清君） わかりました。そうすると、要はそういった法令の根拠に基づいて請願を今回議会事務局は受理されて、今後それを採択するかどうかは各議員の判断と、そういう理解で間違いないですね。

○議長（谷嶋 稔君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） 1点改めてご紹介しておきますけれども、請願の受理は議長でございます。その受理した請願を、これも会議規則にございますけれども、採択すべきものか不採択とすべきものは、議会、ひいては議員個々の判断になるものと思っております。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） よろしいですか。  
ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

まず、賛成討論、反対討論ありますけれども、反対討論からお願いいたします。  
反対討論の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 次に、賛成討論の方。  
山本議員。

○7番（山本 清君） それでは、滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める  
請願、これに対しまして賛成の立場から討論させていただきます。

今休憩挟んで約1時間実質審議をしていただきまして、これは先ほど申し上げたように印西市での  
審議時間5分での門前払いということから比べると格段に住民の請願権を尊重した扱いになったと  
思います。今後今の実質審議を踏まえて採択、不採択をこの本会議で決するという事で、なぜ賛成  
なのかということは今度は紹介議員という立場よりも一議員として賛成討論をさせていただきます。  
これ請願の理由のところむしろ詳しいのですけれども、要は印西市長と印西市民である滝野地区の  
住民との一つの約束なのです。わかりやすく言うと、契約と言ってもいいかもしれません。公約とし  
てまちづくりの観点から、例えば東京の23区のようにもう土地が狭くてどうしようもなくてないとい  
う場所ならともあれ、むしろ誘致したいという地主及び地域がある印西市及び白井市及び栄町におい  
ては、住宅密集地に反対が多いのに無理に建てるよりは、まずは歓迎してもらえ土地を探すべきだ  
と。そういったことを繰り返し板倉管理者は印西市長選挙のときに文書で出され、また口頭でも幅広  
くこの問題を最も重要な争点にされて選挙戦を戦われて、その結果として大勝されたわけなのです。  
中身については、いろんな意見があります。今のクリーンセンターが果たして本当に生活に害を及ぼ  
すかどうかについてもいろんな議論があり、それとか一部では、当組合の構成自治体の中にもむしろ  
町なかには建てて、それだけ監視の目を厳しくして住民に被害がないクリーンセンターの建設及び運営  
管理を行うべきだという意見をおっしゃっている議員さんもいます。ただ、そういったことをちょっ  
と脇に置いた形で今回の請願はでき上がっておりまして、要は市長と住民との約束、それは当組合に  
おいては関係ないということはいえないと思うのです。当組合において、印西市長と印西市民の約束  
というのはやはり無視はできない重みがあると思います。だからこそ事実上の白紙撤回について、印  
西市のみならず白井市、栄町の市長、町長及び議員の皆さんも今は白紙撤回そのものに対する反対論  
というのはほとんどなくなる形で、板倉管理者が市長として印西市民と約束した内容に沿って今新し  
い用地検討の進んでいるわけです。そうすると、今の用地検討委員会での審議、手続の進め方  
とここの請願に書かれている内容とは決して矛盾はしないのです。板倉管理者が市長として印西市民  
と約束した、そのまさに印西市に今回できることがほぼ間違いないわけです。立候補地及び現在地は  
全て印西市内にあります。そういうことを考えると、印西市民と印西市長との約束をやはり尊重して  
いただきたいと。この請願の採択、不採択は、その一点を考慮していただくだけで結構です。そう  
なると、結論はもう出ると思うのです。

今回滝野地区で出た、270メートルのところが一番近いのですけれども、その住環境が気に入っ  
て住みついた人もたくさんいます。千葉ニュータウン中央地区で子供がぜんそくが出た、自分のやっ  
ぱりぜんそくがひどくなった、だから滝野に来て、その方々はごみの焼却場が原因だというふうに皆  
さんおっしゃっています。そういった方が住みついている滝野地区、また里山という観点からも、こ  
れ専門家からもそういった意見も出ておりますし、また私個人的には印西の里山研究の第一人者であ  
るケビン・ショートさんと最近おつき合いが深まっておりますけれども、そのケビン・ショートさん  
に滝野小学校の子供たちを連れて里山案内していただいたりも滝野小おやじの会ではしております  
けれども、ケビン・ショートさんの意見を聞いても今回の滝地区の至近距離にある雑木林だったり湧

き水だったり、また螢の自生地というのは非常に印西市のみならず千葉県全体もしくは全国的に見ても重要な地区だと。そこが非常に今危機にさらされているということで、ケビン・ショートさんも非常に重大な関心を抱いておられます。そういうところをとりあえず外してほしいと。

今少し自然環境保護の話も出ましたけれども、里山の保護。またもとに戻りますが、印西市長と印西市民の契約、約束、そういった観点からこの請願を尊重していただけると私は確信して、この賛成討論を結ばせていただきます。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） 反対討論の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 次に、賛成討論の方ございますか。

10番、多田議員。

○10番（多田育民君） 総合的に考えて、賛成の討論をしたいと思います。

厳密には請願の趣旨、請願事項には2つの事項があるというふうに考えられると思うのです。それは、請願の理由のところまで極めて明快であって、先ほど質疑もしたわけですが、厳密には執行権のある印西地区環境整備事業組合管理者あるいは管理者が現在答申を求めている用地検討委員会、これらに諮問をしているわけですから、議会の立場からその候補地を除外をする決議というのは、私はやっぱり執行権の侵害に当たると。二元代表で別々たりといえども除外する決議まですることは議会の専横であり、執行権に対する侵害になるというふうに考えて、これは論理的にはやっぱり反対をしなければいかぬと思うのですが、請願者の趣旨は、さらにということで管理者や用地検討委員会に対して働きかけを行ってくれと。これは、極めて当然のことだと思うのです。それは、現在こうやっといういろいろな議論をし、用地の検討を依頼をしているのは、全て9住区のとときに大塚3丁目の方々から私も何回も会いましたけれども、もう大変激しい反対運動が起こったわけですね。平均年齢が37歳とかいうので、やっぱり子供のいろんなことが気になるというのは、実際にお話を聞いてみると、科学的にどうだということはいろいろ疑問があるかもしれませんが、まずお気持ちとしては極めてひしひしと感ぜられるわけですから、大塚3丁目の事例から結局9住区の撤回に至ったわけで、そのことを考えれば、この滝野地区の住民3,000名弱の方々が大変そういうお気持ちになってこういう請願を出されたというのは、すぐわかるわけです。そうすると、議会として管理者や、あるいは管理者が諮問している用地検討委員会に対して働きかけをしていただきたいというのは、極めてもっともなご意見なので、反対する理由なんかどこにもない。厳密に言えば、2項目に分かれれば、項目別採択というのも一部採択で不可能ではないでしょうけれども、請願者の趣旨ということで考えれば、後半の部分の働きかけを行ってくださいということであれば、極めてもっともなことで、何ひとつ反対をする理由はないのではないかと。あとは、議会としてまさに管理者やその管理者から諮問を受けている検討委員会のほうにもこの請願は出されているということですから、先ほどの事務局長の説明でも検討委員の皆さんにも配られているということで、当然にそれを管理者の側や検討委員長の方から点数はつけていくこととなりますけれども、総合的に考えれば、その地権者の方はまた別の思惑でご意見、お考え方で出されているかもしれないので、それは所定の手続を経てこれだけのものがあれば、大塚3丁目のことも考えて、自分たちから今までの草深とか武西の1番目でしたか、のように、では辞退をしようということになれば、検討委員会の予算も少なくても済むかもしれないし、物事のピッチも、先ほど軍司議員も心配していましたが、今まで用地検討委員会は2回これで延長しているのですよね。最初は3月末だったのが7月末になり、今度9月末になるわけですから、また延びないという保証もないわけで、また補正予算を組まなければならぬということだってあり得るかもしれない。それはできるだけ数が少ないほうが審査としては時間的、便宜的な意味もあるわけで、管理者や用地検討委員会から地主さんに対して直接どうこうすることはできないにしても、そういう状況を判断して、点数では用地検討委員会は違ってくるでしょうし、それからまた地主さんのほうも今まで2つの例があったように、例えば辞退をしますというような、将来的に多分できっこない場所ですよ。9住区のところから考えれば、あり得ない場所になるわけですから、もっとスピーディーにやっぱりやってもらいたいというふうな印象は、私も七、八回ぐらいは傍聴していますかね、この中でそ

ういう印象も受けますから、そういうことも全部含めて、この請願についてはほとんど問題なく採択していいのではないかと、こういうふうに考えます。

以上です。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに討論ございますか。

賛成ですか。

○8番（藤村 勉君） 反対。

○議長（谷嶋 稔君） 反対討論ですか。

○8番（藤村 勉君） 反対討論で。

○議長（谷嶋 稔君） 8番、藤村議員。

○8番（藤村 勉君） 今回のこの請願について、管理者は前回のことを踏まえてああいう問題を起こさないように今回は住民の方から幅広く公募を募ってこのように決定したと思います。その公募されて決定もされていない、まだ要するに入口の時点ですよね。その時点でこの請願を認めるということについては、非常に私は問題があるのではないかなと思います。また、地主さんがこういうふうに応募してきたことについて、第三者の方々がその場所はだめだから除外しろということは、やはりちょっと問題があるのではないかとということで、私はこの請願については反対いたします。

○議長（谷嶋 稔君） ほかに討論ございますか。

賛成討論の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 反対討論の方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷嶋 稔君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第26—1号 滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願についてを採決いたします。

請願第26—1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（谷嶋 稔君） 起立少数です。

よって、請願第26—1号は不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（谷嶋 稔君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時56分）